

立教女学院短期大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び立教女学院短期大学学則（以下「学則」という。）第23条第2項の規定に基づき、立教女学院短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学 科	短期大学士（専攻分野名）
現代コミュニケーション学科	短期大学士（コミュニケーション学）
幼児教育科	短期大学士（教育学）

(学位授与の要件)

第3条 学則第22条の規定に基づき、学長が本学の卒業を認定した者に対して、前条所定の短期大学士の学位を授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、学位記を交付して、第2条に規定する学位を授与する。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「立教女学院短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚辱する行為があったときには、教授会の意見を聴いて、当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、2006年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。ただし、2012年度以前の入学生には、従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。